

「障害者自立支援法案に反対し、法案の全面見直しを求める」

7月15日、衆議院本会議において、与党の賛成多数により「障害者自立支援法案」が採択された。本法案は、利用者の応益負担制度をその基盤としており、とうてい、障害者の生命や暮らし、社会参加を国民の基本的人権とみなしているとは言いがたいものである。そもそも障害者が自立した生活をおくることは障害者個々の「益」ではなく、国民としての権利であり、利用に際して負担を強いられるものでは決してない。さらに、付帯決議で障害者の範囲の検討等課題を示したがるが、障害者の不安を解消する具体的対策を先送りしたに過ぎず、法案審議にあたり、障害者や関係者が繰り返し求めてきた「徹底かつ慎重な審議を」の声に耳を傾けることなく、採択が強行されたことに強い憤りを覚えるものである。

1. 法案は、福祉・医療サービスの利用に定率の負担を導入し、自立のためにさまざまな福祉サービスを必要とする障害の重い人ほど負担が重くなるという基本的な考えを改めておらず、聴覚障害者にとってもコミュニケーション支援に「応益(定率)負担」が持ち込まれれば差別を金で買うものになりかねない。
2. コミュニケーション支援など地域生活支援事業にかかる財源は裁量的経費とされており、確保の見通しが不十分なままでは、基本的人権としてコミュニケーション保障がされているとはいえない。
3. 法案の重要な部分が全て政省令にゆだねられており、コミュニケーション支援事業のみならず、ほとんどの施策のあり方が明確にされていないなどの問題を抱えたままである。
4. 従来障害の認定基準のままでは、難聴者など多くの聴覚障害者が必要なサービスを利用できる仕組みになっていない。

以上を踏まえ、参議院においては良識の府として、障害を持つ国民の基本的人権擁護の立場に立脚し、真の「障害者自立支援法」となるべく、具体的施策を含めた十分な審議を行うよう求めると共に、今後も引き続き関係団体との共同の取り組みを進めることを広く国民に訴えるものである。

2005年7月28日

聴覚障害者「自立支援法案」対策中央本部

(構成)財団法人全日本ろうあ連盟

社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

全国手話通訳問題研究会

日本手話通訳士協会

特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会